

第101回（平成31年4月12日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第101回「個人情報保護委員会」を開会いたします。

本日の議題は2つです。

まず、初めの議題1でございますけれども、いわゆる3年ごと見直し（オプトアウト規定（名簿屋対策）の現状・苦情あっせんの取組）について、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○森企画官 まず、資料1-1に基づきまして、個人情報保護を巡る国内外の動向（オプトアウト規定（名簿屋対策）の現状・苦情あっせんの取組）について、結果を御報告いたします。

まず、1ページ目を御覧ください。

4月1日時点で当委員会ウェブサイトで公表しているオプトアウト手続の届出事業者数は158件ございます。事務局では、29年度に30件、30年度に37件の名簿屋に実態確認を行ってまいりました。

また、未届けの疑いがあると判明した事業者3件につきましても、実態調査を行ったところです。

平成29年度の結果につきましては、昨年9月の第74回委員会で報告済みですので、本日の説明では割愛させていただきますが、資料としまして1-2を添付しておりますので、御覧ください。

平成30年度の実態確認の方法につきましては、書面による調査を実施し、当該回答内容を確認するため、臨場によるヒアリングを実施したものでございます。

2ページ目を御覧ください。

臨場の結果を2ページの表にまとめております。

未届けの疑いがある事業者3件からは、新たに届出が提出されております。

次に、届出事業者37件のうち14件につきましては、取得時又は提供時の確認・記録義務の履行が不十分等といった問題が確認されています。

その下の段になりますけれども、本実態確認中に46件の未届けの疑いがある事業者を把握し、7件からは新たに届出を提出させ、その他の者につきましては、現在、こちらの確認を行っているところでございます。

今後も問題のある名簿屋に対しては、適正に確認・記録義務を履行する体制を整備するよう助言・指導を行い、履行状況等が極めて悪質な場合は、警察に通報するなどの対応を行いたいと考えております。

続きまして、3ページ、今回の実態確認の結果を踏まえた課題等についてまとめました。

まず、1点目ですけれども、届出事業者が第三者提供をやめた場合、届出の取り下げに関する規定がございません。

2点目、オプトアウト届出に係る変更の届出は、取り扱う個人データの内容や提供方法を変更した場合は届出が必要ですが、住所や屋号が変わった場合の変更届出の規定がございません。

3点目、未届けの疑いがある事業者の存在について、引き続き調査を行い、届け出ることを指導したいと考えております。

4点目、届出事業者について、確認・記録義務の履行が適正になされるよう、引き続きモニタリングをしていきたいと考えております。

5点目ですが、当委員会に届け出済みの名簿を事業者から取得しているから問題ないという理由で、確認・記録義務の履行を行っていない事業者も存在しました。このため、当委員会のウェブサイトにも、確認・記録義務の履行が必要だという注意喚起文を追記したいと考えております。

具体的には、資料1-1の別添と記載した資料に黄色のマーカーの部分を追記して掲載したいと考えております。

3ページ、6点目ですけれども、公開情報をデータベース化して利用することも、個人情報保護法を遵守する必要があるため、当委員会のQ&Aに追記することを検討いたします。

また、参考でございますが、本年3月13日の委員会資料で紹介された消費者からの声に、「名簿や名簿の売買を認めるべきではない」、「名簿の入手先がわからなければ、おおもとの部分で個人情報の流出を止めることができないため、名簿を買った事業者に入手先の開示を義務付けるべき」などといった第三者提供に関する要望がありましたので、これを再掲しております。

以上で、名簿屋や実態確認の結果についての御報告とさせていただきます。

○事務局 続いて、相談室の苦情あっせん取り組みについて、御報告させていただきます。

資料は4ページでございます。

個人情報保護法相談ダイヤルでは、法第61条第2号に基づき、消費者等からの事業者の個人情報等の取り扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん、相手方事業者に対する指導・助言等を行っており、本日は、平成30年度の状況について説明させていただきます。

中段右側の表を御覧ください。

平成30年度の総受付件数は1万6669件と、29年度に比べ約3割減少しています。

主な理由は、下段左の棒グラフのとおり、平成29年5月の改正法全面施行前後に多く寄せられた事業者からの相談が落ち着いたことあります。

一方で、個人からの相談件数は増加をしており、相談主体別の割合では全体の45%と、

29年度の29%から増加をしております。

また、平成30年度の苦情受付件数は31件と、29年度の109件からは減少しています。これは、個人情報保護法改正を機に、個人情報保護に係る監督権限が当委員会にまとめられたことで、主務大臣制のもとで滞留していた苦情が一気に寄せられたという影響がありましたが、平成30年度はその状況が落ち着いたものと考えられます。

苦情として受け付けたものに対し、あっせんを実施した割合は32%から、平成30年度52%と増加しています。

平成30年度の苦情あっせんについて分析したものが、次の5ページの表です。

苦情の内容についてですが、苦情受付件数及びあっせん実施件数ともに、法23条の第三者提供の制限に関するものが多く、元の勤務先のホームページに氏名等が掲載されたままであり、苦情を申し入れているが、なかなか対応しようとならないため、委員会にあっせんを求めるといったものがありました。

次いで、事業者の安全管理措置の不備についての不満、事業者が開示請求に応じてくれないというもの、目的外利用されて困っているというものが複数件ございました。

以下に、消費者等と事業者との間では解決できなかった事案で、委員会のあっせんにより解決に至った事例を2つ紹介させていただきました。

2つ目の事例は、開示請求をしたいが、そもそも窓口がわからないといった苦情です。

相談者は仕方なく、事業者のサービス提供窓口に問い合わせましたが、回答がなかったとのことで、当委員会にあっせんを求めてきました。

委員会から事業者を確認したところ、顧客相談窓口につなぐといったルールが徹底されていなかったとのことで、相談者に連絡をとり対応するとの回答を得たので、これを相談者に伝え、納得を得て対応を終了しております。

以上で、平成30年度における個人情報保護法相談ダイヤルの状況の報告を終わります。

○嶋田委員長 御報告ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 どうも、御説明ありがとうございました。

名簿売買に関しましては、消費者の方からも多くの意見が寄せられているところだと思います。

オプトアウト規定を利用する場合についても、特に情報入手先の開示については、個人情報保護法で個人データの入手及び提供の際の確認、記録が義務付けられております。

実際に、実務の状況等もよく精査した上で、これを現実的に適用するためにも、これに関連付けた仕組みを設けることも検討できないのかと考えております。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 公開情報の活用について意見を述べさせていただきます。

既に公開されている個人情報であっても、それをデータベース化して利用したり、販売したりするとなると、個人の権利を侵害する可能性を高めることがある。

公開されている情報であっても個人情報の場合は、個人情報保護法の規定の下で取り扱わなければならないということから、個人情報の取得に関する利用目的の通知、個人データの第三者提供の制限が適用されるということをもQ & Aや広報・啓発活動を通じて分かりやすい形で広く周知させていくことが重要なのではないかと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 個人情報保護法相談ダイヤルについてです。

先ほどのオプトアウト規定と同様に、監督権限が当委員会に一元化されたことを受けて、開始された体制だと承知をしておりますが、御報告にありましたように、消費者からの苦情、不満の申出に関して、相談ダイヤルは単に回答、助言をするだけではなく、実際に一歩踏み込んであっせんを実施して、それにより一定の成果を上げたということを高く評価したいと思います。

今後、さらに相談ダイヤルの存在が周知されれば、ますます件数は上がっていくものだと理解をしていますが、そのためにも、この窓口が個人情報保護法について国民に周知をする最前線であることを、我々は自覚をして取り組んでいかなければいけないですし、今後、AIを使ったチャットボットを導入するなど、さらなる国民への情報提供、サービスの充実を図っていかなければいけないと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

藤原委員、お願いします。

藤原委員 名簿屋の実態確認、ありがとうございます。確認ですけれども、民間事業者規制の業法ならある規定が、ないということがわかったということですね。これは、今後の課題とするということによろしいのでしょうか。

○嶋田委員長 業法規制がないという御趣旨ですか。

○藤原委員 資料1-1の3ページに「届出の取下げに関する規定及び住所や屋号が変わった場合の変更届出規定がない」という記載がありますが、今後対応を検討するという趣旨なのでしょうか。

○其田事務局長 課題として検討するという趣旨でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

先般の3月13日開催の委員会でも御説明いただきましたが、名簿等販売事業者に対して

は一定の縛りといいますか、オプトアウト規定を作ったわけですが、消費者からは、それ以後も多くの意見が寄せられていたことを踏まえて、名簿販売業者への更なる対応について検討をしてみたいと思います。

また、あっせんの取組は、委員会の重要な役割という観点からも御説明があり、体制も整いつつあることから、新たなA I等も活用して、引き続き国民の期待に応えていく必要があると考えます。

特に、この御説明等の修正御意見がないようでしたら、資料について、原案のとおり公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

議題2に移ります。

「個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みについて」、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 報告いたします。

個人データの越境移転につきましては、御承知のとおり、これまで当委員会は、日EU相互認証や、APEC CBPRシステムの推進などの取組を重ねてきたところです。

昨年12月には、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び官民データ活用推進戦略会議の合同会議において決定されました「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」におきまして、国際的に広く連携し、個人情報と重要産業情報を含め、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローを促進する国際的な枠組みを立ち上げることとされております。

こうしたことなども踏まえまして、個人情報のデータフローについて、グローバルに安心・安全で円滑な流通の促進に向けて取り組むことが求められており、これまでの取組も基礎としつつ、どのような方策がとれるのかということにつきまして検討を行ってまいりましたので、現在の検討状況につきまして、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、1ページ目に、現在検討している3つの案の概要を記載してございます。

1つ目に「日EU相互認証とUS-EUプライバシーシールドのインターオペラビリティ」。

2つ目として「CBPRシステムに『何か』を加えた認証方法の構築」。

3つ目に「OECDプライバシーガイドラインの活用」を挙げております。

2ページ以降に詳細を御説明しておりますので、2ページに移りたいと思います。

まず、1つ目の案は、2ページと3ページで説明しております。

2ページは、現在の枠組みにつきまして説明したものです。

日・米・欧間の個人データの越境移転につきまして、図の左側ですが、まず、日EU間の個人データ移転については、相互認証の枠組みが本年1月23日に発効してござい

す。

次に、EUから米国への点につきましては、プライバシーシールドの枠組みがあり、プライバシーシールドに基づく米国の自己認証企業に対してデータ移転を行うことが可能となっております。

それから、日本から米国への移転につきましては、個人情報保護法24条の規律に従い、本人同意を得るか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者に移転するかということになりますが、後者の方法による移転を青色の矢印で記載しています。

APEC CBPRシステムに基づく移転は、この青色の矢印に該当します。

さらに、EUから充分性認定に基づき日本に移転された個人データを再移転する場合は、赤色の矢印で記載してございますけれども、補完的ルール規律に服する形で米国へ再移転をすることが可能となっております。

そこで、現在の枠組みを発展させる提案を、次の3ページ目の図で説明してございます。

2ページ目との違いは、黄色の矢印のみでございます。

米国のプライバシーシールドに基づく自己認証企業に対しては、EUから米国へ個人データ移転が可能なら、EUから日本を経由して米国へ移転される個人データについても、同様に可能ではないかという提案でございます。

これは、繰り返しですが、充分性認定に基づいて、EUから移転された個人データの米国への再移転に関するものです。

これにより、日・米・欧間の個人データ移転に係る相互運用の可能性が高まると考えております。

次に、2つ目の案としまして、4ページ目をごらんください。

こちらは、CBPRシステムのような企業認証の仕組みに基づく個人データの越境移転の枠組みに関する提案を示した図です。

右側の黄色い丸の部分で「CBPRに『何か』を加えた派生的な認証の仕組み」と記載してございます。

一方、左側の青い丸の部分で「GDPR所定の認証方法」と記載してございます。ここでの提案は、両者を緑色の線でつないでいる部分でございますけれども、CBPRシステムやGDPRにおける認証の仕組みを参照しつつ、相互運用可能な企業認証の仕組みづくりを目指すというものでございます。

これは、赤い丸の部分に示してありますとおり、ほかの第三国の参加も視野に入れたものとなっております。

3つ目の提案につきましては、5ページ目を御覧ください。

こちらは、先ほどの図と類似しておりますけれども、左下にございます、OECDのプラットフォームを用いるという点に主眼がございます。

各国、各地域の個人情報保護政策が依拠する基盤となっているOECDプライバシーガ

イドラインにつままして、個人情報保護を取り巻く状況の変化等を踏まえて見直した上で、グローバルスタンダードとして活用するということを目指すという考えです。

以上が、御報告でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につままして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 報告ありがとうございます。

私からは国際的な枠組み構築の意義ということについて、一言述べさせていただきたいと思えます。

世界的にデータエコノミーの重要性が急速に高まっている中で、個人データを適切に保護しつつ、流通させていく国際的な枠組みの構築、改善は不可欠であろうと考えます。

まずは、日・米・欧が制度の違いを乗り越え、積み重ねてきた前の環境を土台にして、三国での取組を進化させるとともに、考え方を共有できるより多くの国々との間で、安心・安全で円滑な個人データの流通の実現に向けた枠組みへと進化させていくという日本の提案の意義は極めて大きく、進めていく意義があると考えています。

当委員会としても、粘り強くしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

私からは、以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 EUとの相互認証の実現に向けて、2017年秋に欧州の議員団が来日された折りに、私もEUとの対話に参加させていただいたのですけれども、この間の経緯を振り返ると、委員会も大変な御苦勞であったかと思っております。

それで、我が国とEUとの2カ国の対話でも、あれほど大変なことであった中で、今度は、文字通りマルチでの対話をするわけなので、なかなか困難な課題へのチャレンジであると考えております。

ただ、一方で、国際的な枠組みを作るという意味では、これまでの当委員会の活動によって、我が国は比較的良立ち位置にいるということで、しっかり取り組んでいく必要があるのだろうと思っております。

その際に、1案については、基本的に日・米・欧の既存の枠組みを発展させようという案だと思っておりますけれども、欧州司法裁判所における訴訟も含めて、プライバシー・シールド自体をめぐる欧州の動向をしっかり注視していく必要があると思っております。

それから、2案については、これは、CBPRに何らかの上乗せをしてEUも合意できるものを作って、我が国として国際的に貢献しようという試みだと思っておりますけれども、その際には、CBPRの参加国数等の広がりも見ながら、GDPRが考えている認証制度とCBPRをどのようにブリッジできるかということを考えていく必要があるのだろうと思

います。

さらに、OECDガイドラインについては、改正すること自体がかなり時間のかかる作業でありますので、スケジュール感をしっかり把握してフォローしていただきたいと思います。

いずれにせよ、当委員会として、個人情報保護に対する哲学がかなり異なる2つの陣営をブリッジさせようとしているのは素晴らしいことだと思いますし、さらにEUと米国、あるいは全く哲学が違う第三国の存在を考慮して、積極的に貢献していくのだとしたら、それはしっかり取り組んでいくべき、価値のあるものだと思います。よろしく願いしたいと思います。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

2人の委員の方々からも御提案を頂きましたけれども、国際的なデータ流通の枠組みの構築は重要であります。また、国民からの期待も高まっている状況の中で、当委員会が、それに対して具体的に活動を進めるべきであると認識しています。粘り強く対話を進めていきたいと思います。

それでは、資料につきましては、原案のとおり公表いたしますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、重なりますけれども、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は、これにて閉会といたします。

事務局から次回の日程を御説明願います。

○的井総務課長 次回でございますが、4月18日木曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。